

「さいたま市障害者総合支援計画（素案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	「各区の障害者生活支援センターを中心とした～」とあるが、行政を中心に、入所施設、障害者生活支援センターとが連携し、情報の共有や連携などの取組が必要。	15ページ/①福祉施設の入所者の地域生活への移行	1	障害者生活支援センターや各機関と連携を図りながら地域生活への移行に向けた取組を進めてまいります。	素案のままとします。
2	入院後3か月時点の退院率（精神障害者）とあるが、病院によっては3か月で病状にかかわらず退院させてしまうところがある。3か月で退院しても、すぐに再入院になってしまったりしては、意味がなく、数値目標をかかげるのはいいが、こういった退院も数に入れてしまうのはおかしい。	16ページ/②入院中の精神障害者の地域生活への移行	1	退院率については、厚生労働省が実施する精神保健福祉資料調査（630調査）の結果を用いているため、対象者の細かな場合分けは困難な状況です。	素案のままとします。
3	地域生活支援拠点の整備について、「検討」とあるが、どんな内容なのかもっと詳しく出してほしい。	16ページ/③地域生活支援拠点等の整備	1	地域生活支援拠点の整備については、整備方針策定に向けて、現状と課題の整理を行います。	素案のままとします。
4	「⑤児童福祉法による指定通所支援の実績」について、見込み量を下回ったとあるが、利用を希望する児童はいても各園の定員に変化がないので増やすことができない現状にあり、児童発達支援の必要な障害児が不十分な民間事業所や受け入れてくれる幼稚園に流れていると思われる。	21ページ/⑤児童福祉法による指定通所支援等の実績	1	サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業所の一層の参入を促進してまいります。	素案のままとします。
5	保育所等訪問支援は人材不足で受ける児の数を制限している。訪問の回数も年1回と少なく、児の正確な把握もできていない現状にあると思われる。実績のみを見て見込み量が多すぎたと考えないでほしい。	21ページ/⑤児童福祉法による指定通所支援等の実績	1	サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業所の一層の参入を促進してまいります。	素案のままとします。
6	アンケート調査を生かすべき。年金、手当に依拠した低い収入状況、家族に介護を依存する状況、相談先がわからない、外出の制度を知らない。ノーマライゼーションの認知度が低い、などの実態に即し、手当の引き上げや移動支援の充足、手帳発行時に制度やノーマライゼーションを伝えるなど充足すべき。	29ページ/（2）アンケート調査等から見る障害者（児）の状況	1	さいたま市障害者政策委員会や市民会議における計画策定に関する議論の基礎資料としています。	素案のままとします。
7	アンケート調査に関して、高次脳機能障害について触れてほしい。	29ページ/（2）アンケート調査等から見る障害者（児）の状況	1	平成28年度に実施したアンケート調査では、高次脳機能障害のある方も含めた障害者等の生活状況等を調査しています。	御指摘を踏まえ、アンケート調査結果の記載内容を追記します。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
8	アンケート調査について、身体障害者は高齢の方が多く、就労世代の若者の意見も留意してほしい。	29ページ/ (2) アンケート調査等から見る障害者(児)の状況	1	計画策定に当たっては、幅広い市民の意見を聴取してまいります。	素案のままとします。
9	アンケートの「④日常生活の状況について」では、家族が主な介助者の人が多い。家族からの独立を進めていくための具体的な施策が必要ではないか。	32ページ/ (2) アンケート調査等から見る障害者(児)の状況④日常生活の状況について	1	家族からの独立のほか、障害者の重度化や高齢化、いわゆる「親亡き後」等を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能を担う地域生活支援拠点等の整備を進めてまいります。	素案のままとします。
10	アンケートの「⑤相談について」では、主な相談相手は家族や親せきが最も多くなっており、「どこに相談してよいか分からない。」「満足のいく回答がもらえない」と回答する人も多い。家族に支援の多くを依頼せず、社会的なつながりをつくるための具体的な施策と実施事業が必要ではないか。	33ページ/ (2) アンケート調査等から見る障害者(児)の状況⑤相談について	1	障害者が身近なところで気軽に相談を受けられるよう各関係機関が連携して相談支援の充実に取り組んでまいります。	素案のままとします。
11	障害福祉関係事業所へのアンケート調査結果において「職員の確保が困難」としている回答が多いことから、その課題を解決するため、人材確保に関する施策を実施すべきである。	40ページ/ (2) アンケート調査等から見る障害者(児)の状況⑬障害福祉関係事業所へのアンケート調査結果について	2	現状や課題を踏まえ、新たに「人材の確保」を計画に位置付け、障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援に取り組めます。	御指摘を踏まえ、「人材の確保」の記述を追記します。
12	基本目標1について、障害のある人が「権利の主体」として暮らせるよう市が責任をもって施策を充足させるため、7行目の「良好な環境づくりに努めます」という記述を「市の責任をもって施策を充足させていきます」に修正する。	47ページ/基本目標1	1	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例に規定されているとおり、障害者に対する理解を深め、誰もが共に地域で暮らしていくための良好な環境づくりを進めてまいります。	素案のままとします。
13	成果指標を得る新たな施策として、アンケート調査はとてよい施策だと思うが、視覚障害者やディスレクシアなどその場でアンケートに自力では回答できない人や、アンケートへの回答が困難な人への配慮は担保してほしい。	61ページ/基本施策(1)障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進	1	視覚障害者やディスレクシアなど、様々な障害の特性に応じた適切な配慮の提供に努めます。	今後の施策推進の際の参考とします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
14	条例の周知啓発について、進んでいない現状がある。まずは、小学校、中学校、高校、大学など教育分野において、条例についての出張授業等の開催を働きかけ、条例の周知啓発を進めるとともに、障害についての理解の促進を図ってほしい。その際に、障害のある人の体験談を聞く時間を作り、当事者から学ぶ姿勢を育んでほしい。	61ページ/① 障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発	1	学齢期から障害についての理解促進を図るため、教育委員会と連携の上、周知啓発方法を工夫してその取組を推進してまいります。また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習をさらに推進し、障害への理解を図ってまいります。	今後の施策推進の際の参考とします。
15	参加者が十分に意見交換できることも重要だが、意見が障害者政策委員会に報告され、政策や計画に反映されることも重要である。	61ページ/② 「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	6	市民会議での御意見については、障害者政策委員会へ報告するなど、引き続き政策への反映に努めてまいります。	素案のままとします。
16	教育の場については、目標である総論に基づき、通常学級で学ぶことを基本にした上で、どう支援していくべきか考えるべきであり、「⑤交流及び共同学習の発展」については、「共に学ぶことのできる教育の発展」と書きかえるべきである。	62ページ/⑤ 交流及び共同学習の発展	1	御意見として確認しました。交流及び共同学習につきましては、学習指導要領の文言及び内容に基づいて推進してまいります。	素案のままとします。
17	一般的な講演会に加え、小中学校の生徒や保護者に対する研修の機会を設けていくことが必要である。その際に当事者や家族の体験を加えて、精神疾患という病気の正しい理解や対処法などについて理解を広げていくことを教育委員会と協議して進めることを加筆すべきである。	62ページ/⑥ 心の健康に関する理解促進	1	具体的な施策を実施する際の参考とします。	素案のままとします。
18	障害を担当する部署職員だけでなく全ての職員の理解促進を図るべき。	62ページ/⑧ 市職員の障害者への理解促進	1	障害福祉関係部署の職員だけでなく全ての職員を対象に、障害についての理解促進を図ってまいります。	今後の施策推進の際の参考とします。
19	虐待対応のシェルター設置を明記すべき。	66ページ/基本施策(3) 障害者への虐待の防止	1	虐待等の理由により緊急一時的に保護の必要な方の居場所を確保する、「障害者緊急一時保護事業」を既に実施しております。	素案のままとします。
20	成年後見制度利用促進のために、制度の意義をわかりやすく啓発し周知を図る必要がある。また、市民後見人の育成は成年後見制度利用促進するために有効な施策であり積極的に実施すべきである。なお、後見事務の不正が発覚していることから、市民後見人育成に当たり法令遵守面に力を入れるべき。	67ページ/基本施策(4) 成年後見制度の利用の支援	1	制度の普及啓発に向けた取組の実施に向けて検討を進めます。すでに養成研修において法令遵守について扱っておりますので、引き続き取り組んでまいります。	素案のままとします。
21	今後、認知症高齢者が増加することが見込まれる中、市民後見人候補者登録件数を平成32年度までに40人という成果指標は不十分ではないか。	67ページ/① 成年後見制度の利用の促進	1	これまでの市民後見人の利用実績等の実情を考慮して成果指標を設定しております。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
22	幼稚園等から小学校へ上がる就学のタイミングなどでの医療・福祉・教育の連携の機会がほぼないのが現状であるが、先進地域では、地域移行会議などが積極的に開かれ、原則、障害者生活支援センターも参加するという事例がある。保育、教育、福祉の相談機関の連携が進むよう、調整を図るとともに、そうした内容を盛り込んでほしい。	68ページ/基本施策(1)ライフステージを通じた切れ目のない支援	1	ライフステージを通じた切れ目のない支援を図るため、関係機関が相互に連携して取組を進めます。	素案のままとします。
23	特別支援学校で作業実習をし、いざ学校を卒業した後も今までの学校生活と違う「仕事」になると環境の変化に対応出来なくて、自宅から1歩も出れない子供がたくさんいるため、支援対策をしてほしい。	68ページ/基本施策(1)ライフステージを通じた切れ目のない支援	2	特別支援学校卒業後の進路については、学校、相談支援事業所、区役所支援課が連携を図っているところです。今後も引き続き連携を図ってまいります。	素案のままとします。
24	総合療育センターひまわり学園における初診待ち期間の現状70日とはあまりにもひどい。毎年度1日ずつ減らす目標は消極的すぎる。	69ページ/④総合療育センター事業	1	目標につきましては、推計に基づく日数ではなく、着実に待ち期間短縮を図れるよう初診数の確保に変更いたします。また、診察室の増設や医師の確保等、更なる待ち期間の短縮のための取組を進めてまいります。	御指摘を踏まえ、成果指標を「初診数」に修正します。
25	「障害者の自立の助長」とあるが、助長という言葉は馴染まないのではないか。	71ページ/基本施策(2)障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	1	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例に規定されており、障害者の自立の助長のための総合的な支援を行ってまいります。	素案のままとします。
26	さいたま市職員の平均年収と比較すると障害福祉サービスの事業所では、同程度の給料を得ることは困難で、人材的にも「安かろう、悪かろう」の傾向にある。障害福祉サービスを支える担い手の処遇の向上を図るため、さいたま市独自の処遇改善加算等を実施してほしい。	71ページ/①障害者(児)への福祉サービスの充実	1	市独自の処遇改善加算等については、実施は難しいところです。職員の処遇改善については、二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議などを通じ国に対し要望を行っており、今後も引き続き要望を行ってまいります。	素案のままとします。
27	緊急のショートステイ先が障害のある方のニーズに対して不足している。グループホームを増設する際、ショートステイの受入れの拡充を図ってほしい。	71ページ/②障害福祉サービス事業所等の整備	1	短期入所併設については、グループホームという少人数で暮らしている住まいの場に適さないとの御意見もあることから、今後の募集については、各グループホームを運営している法人の御意見を伺いながら検討してまいります。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
28	成果指標が、「生活介護の定員数増」となっているが、生活介護だけでなく、他の種別も必要である。	71ページ/② 障害福祉サービス事業所等の整備	1	特別支援学校の卒業生の進路先の調査などから、現在は生活介護の整備が必要であると考えております。成果指標は「生活介護の整備人員」としてはありますが、他の障害福祉サービス事業所についてもニーズを調査し必要な施設を整備してまいります。	素案のままとします。
29	「心身障害者医療費の給付」について、過剰な利用を抑制するため、低額でも利用者一部負担金の導入が必要である。	72ページ/④ 心身障害者医療費の給付	1	心身障害者医療費の自己負担額については、埼玉県補助基準に基づいて設定しております。	素案のままとします。
30	アンケート調査から、精神障害者の収入状況は就労適齢期の方が多くいるものの、年金・手当が最も多く、就労による所得が低い状況にある。生きていくために重要な医療費の助成を、精神保健福祉手帳2級まで拡大すべき。不公平な状況を1日も早く改善してほしい。	72ページ/④ 心身障害者医療費の給付	1	精神障害者保健福祉手帳2級所持者については、埼玉県において、平成27年1月1日から1級所持者を対象としたことによる影響等を把握した上で、今後検討していくものと聞いております。本市といたしましても、他自治体の事例を参考とし、持続可能な制度となるよう研究してまいります。	素案のままとします。
31	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築におけるモデル事業の一つとして高次脳機能障害者のモデル事業を実施すべき。	72ページ/⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1	具体的な施策を実施する際の参考とさせていただきます。	素案のままとします。
32	モデル事業の実施が平成32年からとなっているが、これまで取り組んできたことは、どう活かされるのか。	72ページ/⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1	これまで地域自立支援協議会等において出された意見等を踏まえ、現状及び課題に対応可能なモデル事業の実施を目指します。	素案のままとします。
33	訪問型支援（アウトリーチ）の充実のために、様々な支援者（機関）の連携による切れ目のない支援、マンパワーの確保や支援者を支える仕組みづくり、医療サービスの体制整備と財政的な支援、地域づくりが必要である。	72ページ/⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1	障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供できるよう、関係機関の重層的な連携による支援体制の構築を図ります。	今後の施策推進の際の参考とします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
34	家族支援の充実を図るため、疲弊した家族の癒しの場の確保、家族のための訪問支援に向けたシステムの構築、精神障害理解に向けた普及啓発が必要である。	72ページ/⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に当たっては、精神障害者の家族に対する支援の充実を図ってまいります。	御指摘を踏まえ、精神障害者の家族に対する支援について、追記します。
35	住まいの確保や地域の助け合いの必要性があり、精神障害の理解促進のため、地域での実施可能な意見交換の場が求められる。また、グループホームや生活訓練施設の増設が求められるが、あくまで自立を促進する視点から整備する必要がある。	72ページ/⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1	障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供できるよう、関係機関の重層的な連携による支援体制の構築を図ります。	今後の施策推進の際の参考とします。
36	医療と福祉の積極的な連携を図るため、地域（区）ごとの連携会議の創設や情報共有するためのシステムの整備のほか、医療関係者や福祉関係者による多職種チームによる地域支援体制の構築が必要である。また、精神科病院に入院中から退院後の地域生活がイメージできるようなサービスマップ、支援プランがあり、支援機関だけでなく、当事者が自分の支援を自分で決めることができるような仕組みがあるとよい。	72ページ/⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1	障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供できるよう、関係機関の重層的な連携による支援体制の構築を図ります。	今後の施策推進の際の参考とします。
37	「精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築」と表記を変更し、高次脳機能障害も対象に含まれることを明確にしたい。	72ページ/⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1	発達障害者や高次脳機能障害者を含む精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。	御指摘を踏まえ、「精神障害者を支える地域包括ケアシステム」において、精神障害に高次脳機能障害を含む記述を追記します。
38	精神疾患・精神障害を持つ人の多くは、夜間に不安が強くなり不調を訴える傾向があるが、精神科救急センターでは、十分な対応をしてもらえないという声が複数名から聞かれている。精神科救急センターでの対応が難しいのであれば、24時間・365日の「話を聴いてもらえることで病状を悪化させることを防ぐ」対応ができる仕組みが必要。	72ページ/⑧ 精神科救急医療体制整備事業の実施	1	精神科救急情報センターは、夜間・休日において、精神疾患を有する方やそのご家族などからの緊急的な精神医療相談を電話にて受け付けています。また相談内容から適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行います。そのため、「話を聴くことで病状の悪化を防ぐ」という対応は難しいというのが現状です。	今後の施策推進の際の参考とします。
39	ひきこもりがちな人たちの支援を充実させる必要があり、アウトリーチを含めた丁寧な支援のための人材整備が必要である。	73ページ/⑨ ひきこもり対策推進事業の実施	1	ひきこもり当事者・家族を訪問等で支援する、リレートサポーターの養成研修を実施しており、今後も推進してまいります。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
40	家族教室のテーマの一つに高次脳機能障害を入れて、市職員、支援者の理解促進を図ってほしい。高次脳機能障害者は、電話が苦手なので対面相談の場も設けてほしい。	73ページ/⑪ 家族教室の開催	1	高次脳機能障害に関する正しい知識と対応方法を伝えることを目的に家族教室を実施します。 電話相談では必要に応じて面接なども提案します。 市職員、支援者に対しては、引き続き研修を実施し、理解促進を図ってまいります。	御指摘を踏まえ、「高次脳機能障害の普及啓発と相談支援」において、実施事業の記載内容を修正します。
41	高次脳機能障害者や家族を支援するために、専従の職員配置をすることや高次脳機能障害者支援センターの設置することを記してほしい。	73ページ/⑫ 高次脳機能障害の普及啓発と相談支援	1	高次脳機能障害支援センターの設置及び人員について、他市の状況などを調査してまいります。	素案のままとします。
42	小児の高次脳機能障害への支援についても触れてほしい。	74ページ/⑬ 発達障害者(児)に対する支援の充実	1	小児の高次脳機能障害者に対して支援を行ってまいります。	素案のままとします。
43	障害のある人が自分で選択した地域で暮らすためには、記載された内容だけでは不十分である。特にグループホームは地域に偏りもあり、住まいの形態(アパート型・共同型)もバリエーションが少ない。「グループホームの整備」や、「市営住宅における障害者などへの入居優遇」だけでなく、市内の賃貸物件や空き物件など様々な障害のある人たちに対応できる住まいの提供について、ノーマライゼーション条例に照らし合わせ、具体的な事業として盛り込むべきである。	77ページ/基本施策(3) 障害者の居住場所の確保	1	国庫補助金を活用した整備だけでなく、不動産会社等と連携し、空き部屋や空地等を活用したグループホームの整備を促進し、様々なバリエーションの住まいの場を確保してまいります。	素案のままとします。
44	障害のある人がアパートを借りる際、家族との関係を断たれている方は緊急連絡先がないため、保証人協会が活用できず、家さがしにとっても苦勞する。障害のある人のどこで誰と暮らすのかを選択する権利を保障するためには、緊急連絡先がなくても借りられる制度が必要。	77ページ/基本施策(3) 障害者の居住場所の確保	1	御意見として確認しました。	今後の施策推進の際の参考とします。
45	グループホームに入居したくてもなかなか入居できない状況があるため、グループホームの整備を促進してほしい。	77ページ/① グループホームの整備	6	グループホームについては、市としても充足しているとは考えておらず、社会福祉施設等施設整備国庫補助金を活用した施設整備では、グループホームの整備を優先して行っております。	素案のままとします。
46	国庫補助金を活用するだけでなく、市独自の補助金制度のもとにグループホームの整備を図ってほしい。	77ページ/① グループホームの整備	1	市独自に不動産会社等と連携し、空き部屋や空地等を活用したグループホームの整備を促進してまいります。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
47	グループホームの整備について、国庫補助金を活用しても、必要な資金は足りず、自分たちでまかなうことが現状となっている。本当に必要としている人達のニーズに合ったグループホームの整備に向けて考えていかなければいけない。	77ページ/① グループホームの整備	1	施設を建設するよりも経費を抑えて整備を行うことができるよう、不動産会社の協力の下、空き物件を活用したグループホームの整備を進めてまいります。	素案のままとします。
48	グループホームについて、整備するだけでなく、部屋の基準等の質についても記述してほしい。	77ページ/① グループホームの整備	1	部屋の基準等の質については国の基準に基づき適切に対応してまいります。また、国庫補助金を活用したグループホームを整備する事業者には、利用者が住みやすい環境となるよう指導してまいります。	素案のままとします。
49	高次脳機能障害の特性に対応したグループホームを整備すべき。	77ページ/① グループホームの整備	1	特定の障害に限らず、様々なグループホームの整備を促進してまいります。	素案のままとします。
50	グループホームの整備について、民間事業所のみを整備を依頼するのは現実的ではない。さいたま市として予算を確保し、暮らしの場の拡充を図るよう計画してほしい。	77ページ/① グループホームの整備	1	グループホームの整備では、市が建設するのではなく、民間事業所による補助金等を活用した整備を促進してまいります。	素案のままとします。
51	アンケート結果では、今後の住まいとして、持ち家を希望している方が多いが、居住場所の確保のための施策としてグループホームの整備が第一に上がっていることに矛盾を感じる。	77ページ/① グループホームの整備	1	グループホームの待機者がいることから、待機者解消のためグループホームの整備を促進してまいります。	素案のままとします。
52	グループホームの民間整備を促進するという箇所について。民間企業が運営した事業所が経営難により閉鎖となる事件が起きた。住まいの場が、民間企業の手にとわること、企業の経営により左右され、住まいが脅かされる危険性があることを理解されていないように感じる。	77ページ/① グループホームの整備	1	法人の費用負担を軽減するために、建設費の一部を補助しています。また、施設を建設するよりも経費を抑えて整備を行うことができるよう、不動産会社の協力の下、空き物件を活用したグループホームの整備を進めてまいります。	素案のままとします。
53	グループホームは住居であり、暮らしの場というのは単に場所が確保されていればよいのではない。人がその人らしい生活を送るためには、生活の質への配慮が必要であり、それは単なる場所確保ではない。それを空き部屋と結びつけるだけで解決するのは安易ではないか。空き部屋となっている所が、住みやすい場であるかという配慮が必要であるように思う。	77ページ/① グループホームの整備	1	国庫補助金を活用した整備だけでなく、不動産会社等と連携し、空き部屋や空地等を活用したグループホームの整備を促進し、様々なバリエーションの住まいの場を確保してまいります。	素案のままとします。
54	「生活上の課題に応じた支援機関」とあるが、既存の支援機関やサービスでは足りないと感じるが多々ある。様々なニーズに対応できる支援を地域ぐるみで考えられるような取組を進めてほしい。	77ページ/② 障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	1	具体的な施策を実施する際の参考とさせていただきます。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
55	相談支援の充実とあるが、数値との矛盾が見られる。計画相談支援利用者数は年々増えることになっているが相談支援専門員はどのように増えるのか。計画相談だけでは収入にらず相談支援事業所が増えるとは考えにくい。	78ページ/基本施策(4)相談支援体制の充実	1	成果指標の相談員配置数は、委託事業である障害者生活支援センターの相談員数についての指標であり、計画相談支援に取り組む障害福祉サービスの指定特定相談支援事業所の相談員数とは別のものになります。しかし、御指摘のとおり計画相談支援利用者数は増加することが予想されるため、今後さらに指定特定相談支援事業所の設置についてあつせんを進めてまいります。	素案のままとします。
56	ケアマネジャーと相談支援専門員の連携(介護保険サービスと障害福祉サービスの連携)について触れ、若年性認知症の方や40歳～64歳の脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方など、介護保険サービスが優先となる方が器質性精神障害あるいは若年性認知症、高次脳機能障害と診断されるように導き障害福祉制度にスムーズにつながるよう、相談体制を整備していくことを記してほしい。	78ページ/基本施策(4)相談支援体制の充実	1	診断は医師の判断に基づくため、特定の診断内容に誘導することはできません。	素案のままとします。
57	高次脳機能障害に関する地域自立支援協議会を組織してほしい。	78ページ/①地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	1	地域自立支援協議会の既存の部会等において検討を進めます。	素案のままとします。
58	精神保健福祉地域ネットワーク連絡会のなかで、高次脳機能障害への支援についても取り扱うことを記してほしい。	78ページ/②精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催	1	表記上の「精神障害」には高次脳機能障害も含むものと認識しております。	素案のままとします。
59	基幹相談支援センターは、10区に整備すべき。	78ページ/③障害者生活支援センターの充実	3	今後の議論の参考にさせていただきます。	素案のままとします。
60	現在、視覚障害者の大半を占める、中高年期に被障する中途視覚障害者に対する、さいたま市の支援体制はあまりにも脆弱であることから、区割となっている生活支援センターの中で、視覚障害に特化して詳しい人材を配置する視覚障害ワンストップセンターを作してほしい。	78ページ/③障害者生活支援センターの充実	1	障害者生活支援センターでは、すべての障害種別の方を対象に支援を行っています。今後も引き続き、職員の力量の高度平準化に向けて取り組んでまいります。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
61	一人職場が多く、相談員数を増やすべき。相談支援事業所にしても一人職場の合併化を行政に主導してほしい。相談支援事業所は区内に3～4か所（相談員3～4人）、障害者生活支援センターは区内に1か所（相談員6～8人）、基幹相談支援センターは市内に3か所（相談員9～12人）の設置が望ましく、それぞれにおいて人事異動があると良い。それぞれが別の法人で運営されているが、人材育成の観点では法人を越えた人事を考える必要がある。	78ページ/③ 障害者生活支援センターの充実	1	委託事業である障害者生活支援センターのほぼすべてにおいて、2名から5名の職員を配置しております。一方で、障害福祉サービスの指定特定相談支援事業所の状況については一人職場が多いということは把握しておりますので、今後の議論の参考にさせていただきます。	素案のままとします。
62	アンケート結果では「どこに相談していいかわからない」「満足のいく回答がない」という回答が多かったため、相談支援事業の現状を改善すべき。さいたま市全体の相談支援体制の整備を進める必要があり、具体的には、障害者生活支援センターの充実の成果指標について、各区の相談支援員の配置を増やすこと、基幹センターを10区に配置すべきである。そのうえで、10区を統括する機能をつくる必要がある。	78ページ/③ 障害者生活支援センターの充実	1	御指摘いただいた内容を含め、様々な課題を抱えていると認識しておりますので、今後の議論の参考にさせていただきます。	素案のままとします。
63	成果目標は、相談員の人員を47名から52名に増やす計画になっているが、市内15センターにおいて5名を増やすというは足りないのではないかと。成果目標は誰がどう判断してこの数値になったのか。また、「体制の見直し」とあるが、単に人数を増やすのではないのであれば、どんなことを想定しているのか。	78ページ/③ 障害者生活支援センターの充実	1	相談員一人あたりの相談受付件数が多いセンターへの重点的な増員を図りたいと考えております。また、基幹相談支援センターの整備を行い、相談支援体制の充実を図ります。	素案のままとします。
64	80ページの障害者生活支援センターの充実にかかる成果指標は、現状の47名を52名に増加することとなっているが、117ページの相談支援サービスの第5期の見込量は、平成29年度が1人当たり143.4人、平成30年度が145.4人、平成31年度154.0人、平成32年度が163.3人となる。サービス計画の作成は指定特定事業所も行うが、そのことは言及されていない。	78ページ/③ 障害者生活支援センターの充実	1	80ページの内容は、委託事業について、117ページの内容は障害福祉サービスについて記載しております。業務内容については、それぞれ別のものとなります。	素案のままとします。
65	障害者相談員について、相談件数が極端に少ない障害については方法を再考すべき。視覚障害者も聴覚障害者と同様のニーズがあると推測されるため、視覚障害者についても、アプローチ、方法をぜひ再考してほしい。	79ページ/⑦ 障害者相談員の設置	1	いただいた御意見は、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
66	視覚障害者に対して、音声パソコンやスマートフォン、デジプレーヤーといったIT、ICT機器の操作方法を教える人材が、さいたま市にはいない。日常生活用具をただ給付するだけでなく、それらを活用して仕事やQOLの向上に役立つような方法を指導する人材の育成、場の提供を検討してほしい。	81ページ/基本施策(5)人材の育成	1	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	素案のままとします。
67	中央区と岩槻区だけでなく、全ての区で実施すべき。	82ページ/⑧地域のネットワークを活用した人材育成	1	中央区と岩槻区での独自の取組ですが、今後の取組を注視しつつ支援を行います。	素案のままとします。
68	「IoTの活用」を施策として追加すべき。多くの障害者にも利用され、必要な時に情報が得られるインターネットを積極的に活用すべきであり、JIS 8341-3に準拠し、視覚障害者へのアクセシビリティの確保と情報の検索の容易性に配慮したホームページによる情報提供を積極的に行ってほしい。また、視覚障害者等、書類をその場で記入することが困難な人が、申請書等を事前に記入して提出できるよう、各種書式をホームページ上に掲載すべきである。	84ページ/基本施策(1)意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する施策	1	アクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めるとともに、申請書類等をホームページ上に掲載することで利便性の向上を図ってまいります。	御指摘を踏まえ、ホームページによる情報提供に当たっては、ガイドライン(日本工業規格JIS X 8341-3)に基づくことを追記します。
69	意思疎通支援の対象となる障害者として高次脳機能障害も対象に加えてほしい。	84ページ/基本施策(1)意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する施策	2	記憶障害によりコミュニケーションに困難を抱える高次脳機能障害者への支援について、埼玉県や他市の取組み(介助者・支援者の人材育成等)を調査してまいります。	素案のままとします。
70	「新聞、雑誌、広報など必要な情報を定期的に点訳、音訳して提供する」とあるが、市報などさいたま市の刊行物を除いては、さいたま市が点訳や音訳をやるわけではなく、日本点字図書館などの全国の点字図書館が以前からずっと行っている。特定の社会福祉法人の点字図書館の低額の料金で、点字刊行物及び盲人用録音物を利用できる」というサービスのみをPRするのは利益誘導であり、平等な情報提供をしてほしい。	84ページ/③視覚障害者への情報提供の充実	1	点字図書館の利用促進を図り、視覚障害者の情報提供の充実を図ってまいります。	御指摘を踏まえ、点字図書館に関する記載内容を修正します。
71	選挙に関して、行政から送付される文書が、障害を持つ人にはわかりにくい。平等な情報提供が必要である。	85ページ/④選挙時の情報提供	1	御指摘をふまえ、平等な情報提供ができるよう努めてまいります。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
72	音訳による媒体での情報保障もさることながら、選挙公報のテキストデータもWebサイトに掲載してほしい。 音訳データは投票日の数日前にしか届かない。視覚障害者は選挙公報の内容を把握できないため、他の有権者と異なり、期日前投票に困難をきたしている。	85ページ/④ 選挙時の情報提供	1	選挙公報をテキストデータ化した場合、写真やイラスト等を掲載できないことから、選挙公報と内容が一致しないこととなるため、当該テキストデータを、選挙管理委員会がWebサイトに掲載することはできません。 しかしながら、御指摘いただいた内容は、今後の事務の参考とさせていただきます。	素案のままとします。
73	自主製品の質が上がることや販売の機会が増えることも大切だが、もっと幅広く多様な取組がないと障害のある人の就労を充実させていけないと思う。 20時間働けない障害者でも、短時間（パート）で障害者を働かせてくれる企業があり、チャレンジできるような仕組みがあれば、希望が広がっていくのではないかと。	86ページ/基本施策（2） 障害者の就労支援	1	体力面や体調の心配があり、20時間以上の就労が難しい方々には、就労移行支援事業所や福祉的な就労（就労継続支援事業所）の利用を通じて体調や生活面を整えてから、企業就労にチャレンジする仕組みをご案内します。	素案のままとします。
74	市役所職員採用試験において、一日も早く「身体障害者」限定ではなく、すべての障害者に門戸を開いてほしい。 また、障害者雇用促進法、障害者差別解消法における合理的配慮を排除、無視するような違法な受験者条件を撤廃してほしい。	86ページ/基本施策（2） 障害者の就労支援	1	障害のある方の採用につきましては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正の趣旨を踏まえ、障害者に広く門戸を開き、特定の障害種別に限定することがないように、既に知的障害や精神障害のある方を対象に非常勤職員として採用を行っております。 また、正規職員としての採用や、受験要件につきまして、今後も社会情勢や他市の動向を踏まえまして研究してまいります。	今後の施策推進の際の参考とします。
75	就労支援事業所において、高次脳機能障害の特性を踏まえた指導を行ってほしい。	86ページ/基本施策（2） 障害者の就労支援	1	指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するものと考えており、利用者に適切にサービスを提供していただくために指導してまいります。	素案のままとします。
76	障害者の就労支援においては、障害特性に合わせたきめ細やかな支援、就労後の定着支援、そして心身共に崩し切る前の退職支援も重要である。また、企業就労が困難な人の多様な働き方が認められることも重要で、そのためには地域住民や企業の理解が不可欠であり、重点課題と言える。	86ページ/基本施策（2） 障害者の就労支援	1	退職に伴う相談を通じて、転職、訓練、治療、療養等、様々な選択肢を提案しています。企業就労が困難な方々に対しては、就労準備性を高める講座の開催や各種障害福祉サービスの提案を行ってまいります。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
77	障害者の就労支援について、成果指標があまりないので具体的に書いてほしい。就職するためにはとても狭き門というイメージがあるので就職に向けた取組を充実させてほしい。	86ページ/基本施策(2) 障害者の就労支援	1	成果指標の就労者数は、センター登録者の内、現に就労している方の人数になります。就職だけでなく、働き続けている方を成果指標としております。	素案のままとします。
78	「障害者総合支援センター」は、名称を「精神・発達障害総合支援センター」として、特定の障害に特化した支援センターであることを明確に位置付けるとともに、視覚障害者の支援はそれに特化したセンターを創設すべき。	86ページ/① 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	1	障害者総合支援センターでは、全ての障害を対象としております。相談内容に応じ、他機関と連携して、専門性の高い、障害特性に合った適切な就労支援を行える機関をご案内し、連携を図ることにより相談・支援体制の充実を図ります。	素案のままとします。
79	障害者総合支援センターでは、少なくとも視覚障害者に対する就労支援はノウハウがなく、実質的に行われていない。国立身体障害者リハビリテーションセンターを始めとした障害特性に合った適切な就労支援を行える専門機関との連携を計画に明記してほしい。	86ページ/① 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	1	他機関との連携としては、必要に応じ、専門性の高い、障害特性に合った適切な就労支援を行える機関をご案内してまいります。	御指摘を踏まえ、個々の障害特性に適した支援を行うため、国や県などの専門機関と連携を図ることを追記します。
80	障害者総合支援センター登録者の内、就労者数の現状が920人とあるが、平成27年度の実績では222人であり激増と言える。「その年の実績」から「延べ人数」に変更したということか。	86ページ/① 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	1	現行の計画では、新たに就職した方を指標としておりましたが、就労定着の観点から、センター登録者の内、現在就労している方の合計人数を成果指標としています。	素案のままとします。
81	「就労後の職場定着支援を図ります」とあるが、就職することが生活の安定につながるのではなく、就労が継続することが目的であるため、就職した数ではなく、定着した人数を指標とすべきである。	86ページ/① 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	2	現行の計画では、新たに就職した方を指標としておりましたが、就労定着の観点から、センター登録者の内、現在就労している方の合計人数を成果指標としています。	素案のままとします。
82	高次脳機能障害も就労支援の対象であることを明記してほしい。	86ページ/① 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	1	当センターの支援対象としては、全ての障害を対象としていることから、個別の障害についての明記はせず、様々な障害に対し、就労支援の対象とさせていただいております。	素案のままとします。
83	「障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実」について、次の文言を加えていただきたい。 「視覚・聴覚障害者を含む、今まで十分な就労支援が実施できていなかった身体障害者についても、近隣の各専門機関と連携を図り、相談・支援体制の充実を図る。」	86ページ/① 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	1	他機関との連携としては、必要に応じ、専門性の高い、障害特性に合った適切な就労支援を行える機関をご案内してまいります。	御指摘を踏まえ、個々の障害特性に適した支援を行うため、国や県などの専門機関と連携を図ることを追記します。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
84	全庁あげて障害者優先調達の推進を図るとあるが、安い見積もりを出す事業所が仕事を確保するのではなく、最低賃金が保障されるような相場であることが必要と考える。安値競争となり当事者である障害のある人の工賃向上が見込めないことは大変な問題である。	86ページ/③ 障害者優先調達の推進	1	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	素案のままとします。
85	障害者施設の工賃向上を目指し、イベントなどへの出店増を図るとあるが、年に1回の出店の場が増えたところで、工賃向上にはつながらない。	87ページ/④ 自主製品販売事業の活性化	1	自主製品販売事業は、工賃の向上だけでなく、市民の障害者及び障害者施設への理解と交流を促進することを目的としているため、引き続き同事業を実施してまいります。	素案のままとします。
86	障害のある人の暮らしや就労について、もう少し考えてほしい。販売をする機会が増えることはいいと思うが、中身を考えていけないといけない。普通に施設の製品を売れるような仕組みがほしい。	87ページ/④ 自主製品販売事業の活性化	1	いただいた御意見を踏まえ、自主製品の開発や品質の向上を図るための支援についても、引き続き実施してまいります。	素案のままとします。
87	成果指標が「イベントの出店回数」とあるが、それは活性化にはつながらないのではないか。もう少し、売上などの具体的な数字を指標にすべきではないか。	87ページ/④ 自主製品販売事業の活性化	1	自主製品販売事業は、障害者施設の自主的な取組を支援するものであるため、市による支援内容を目標指標として掲載しています。	素案のままとします。
88	さいたまステップアップオフィスの雇用者数の現状が10人とあるが、そもそも民間企業等への就職を支援するものであることに鑑み、民間企業への就職者数を成果指標に盛り込むべきではないか。	87ページ/⑤ さいたまステップアップオフィスにおける障害者雇用と就労支援	2	民間企業への就職について各年度の定員に対する民間企業等への就職率を25%とします。	御指摘を踏まえ、定員の増加に加え就職率についても目標に追記します。
89	基本施策（3）バリアフリー空間の整備についての説明を、「公共建築物、道路、公園、公共交通機関の施設など全ての既存施設のバリアフリー化を図ります。また、整備する際は、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰もが快適に安心して使えるものにしていきます。」とするべき。	88ページ/基本施策（3） バリアフリー空間の整備	1	福祉のまちづくり条例等に基づき、高齢者、障害者等をはじめだれもが安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めてまいります。	素案のままとします。
90	ユニバーサルデザインやバリアフリー化に関しては、施策担当部署が多岐に渡っており、統一性のある施策が実施するため、埼玉県のような統括部所の設置が必要。	88ページ/基本施策（3） バリアフリー空間の整備	1	「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を所管する福祉部と、「さいたま市バリアフリー基本構想」を所管する都市局、さらにユニバーサルデザインを統括する都市戦略本部が、それぞれの取組の実効性を高めるため、相互に補完しながらユニバーサルデザインの都市づくりを推進してまいります。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
91	現在道路のバリアフリー化は相当進んでいるが、まだ段差のある道路があるので点検し段差をなくしてバリアフリー化を徹底実施すべき。	88ページ/③ 道路管理者によるバリアフリー化の推進	1	バリアフリー化については、さいたま市バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区を優先的に進めています。その他の道路については、現場状況に応じ適宜対応します。	素案のままとします。
92	既存の道路をバリアフリー化するだけでなく、例えば横断歩道には視覚障害者用の信号を設けるようにするなどの具体的な施策を計画に盛り込んでほしい。	88ページ/③ 道路管理者によるバリアフリー化の推進	1	音響信号の設置等については、交通管理者による対策項目となっています。また、具体的な施策としては、さいたま市バリアフリー基本構想に基づき道路管理者が実施する対策を行っています。	素案のままとします。
93	「事業者が導入するノンステップバス費用の一部を助成」とあるが、ハード面だけでなく、ノンステップバスを運転する運転者へのしっかりとした教育を要望する。	88ページ/④ ノンステップバスの導入の促進	1	御意見を参考に、補助を受ける事業者に対し、ノンステップバスの運転者へ適切に教育するよう要望してまいります。	素案のままとします。
94	みんなのトイレだけをJISに準拠させるのではなく、全てのトイレを対象とすることを明記し、数値指標も併せて修正してほしい。	89ページ/⑤ 公園リフレッシュ事業の実施	1	既設の公園トイレをJISに準拠させるためには、規模や構造上、建替となる場合が多いことから、財政負担が非常に大きくなるため、新設または、全面改修を行うトイレ（みんなのトイレを設置）を対象としています。	素案のままとします。
95	高次脳機能障害の方の自動車運転再開支援を施策に位置づけてほしい。	90ページ/基本施策(4) 外出や移動の支援	1	高次脳機能障害者の運転再開に当たっては、道路交通法により「一定の病気等」に該当するかどうか判断するため、医学的・技術的の検査が必要となります。御意見として伺い、埼玉県や他市の動向に注意してまいります。	素案のままとします。
96	納税する重度障害者の移動権を保障する観点から助成を復活すべき。	90ページ/① 福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	1	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	素案のままとします。
97	市民税課税（収入有り）を理由とした助成の制限は障害に対する移動権の保障という本来の目的と矛盾している。収入があっても移動に支障があることに変わりはなく、収入による制限は原則撤廃すべき。	90ページ/① 福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	1	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
98	全国障害者スポーツ大会は文部科学省所管であり、市においても国に合わせ、障害政策課所管ではなく、スポーツ担当部署の所管として、選手強化を図るべき。また、「福祉」ではなく「競技」として、「参加すること」ではなく、メダル獲得等の「成果を出すこと」を目標とすべき。	91ページ/② 全国障害者スポーツ大会への参加	1	全国障害者スポーツ大会は、競技などを通じスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加への推進に寄与することを目的としていることから、引き続き、障害政策課で所管し、支援してまいります。	素案のままとします。
99	障害の有無に関係なくプレーが可能な卓球バレーなどユニバーサルスポーツの教室を開催してほしい。	92ページ/④ スポーツ教室の充実	1	御意見を参考に、スポーツ教室の充実を図ってまいります。	素案のままとします。
100	市立施設の使用料減免は、市の施策であり、限られた財源を有効に活用するためにも、対象は市内在住、在学、在勤者に限定すべき。	92ページ/⑦ 市立施設の使用料減免	1	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	素案のままとします。
101	社会福祉施設においては、「物資の備蓄等も含めた防災対策への協力を促す」とあるが、宿泊型の施設は、震災のときには地域の拠点になる可能性もあり、入所者だけでなく地域の高齢の方等も考慮すると、市の支援が必要である。	94ページ/基本目標4 障害者の危機対策	1	福祉避難所となる施設において、市が受入れを要請した避難者のために支出した費用については市が負担します。また、人員については、他市からの応援やボランティアの派遣を検討します。	素案のままとします。
102	障害福祉事業所の耐震診断や耐震改修について早期に取り組んでほしい。	94ページ/基本目標4 障害者の危機対策	1	毎年、耐震診断や耐震改修の実施状況について調査を行い実態把握に努めております。	素案のままとします。
103	豪雨時のハザードマップを定期的に配布して啓発してほしい。	94ページ/基本目標4 障害者の危機対策	1	国や県より、浸水想定区域の変更が示された際は、ハザードマップを改定し、市報等で周知しています。ハザードマップは、区役所情報公開コーナーで配布しているほか、市のホームページでも閲覧可能のため、ご参照ください。	素案のままとします。
104	防災対策について、必要な商品や非常食などは、福祉事業所などだけで準備するのが難しいため、備品等にあてる資金についても考慮してほしい。	94ページ/基本目標4 障害者の危機対策	3	福祉事業所だけではなく、あらゆる事業所に該当する内容のため、入所者・通所者に対する備蓄等については自助・共助の範囲と考えます。なお、市の要請により開設される福祉避難所であれば、避難者に係る費用については市が負担します。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
105	帰宅困難者の受け入れ施設（コンビニ、学校、駅等）の充実と周知を図ってほしい。	94ページ/基本目標4 障害者の危機対策	1	現在、帰宅困難者一時滞在施設として、ホテルや商業施設、オフィスビル等、37施設のご協力をいただいております。今後も施設の充実を図ってまいります。	素案のままとします。
106	防災対策については、全く進んでいないと感じる。要支援者名簿をどのように活用するのか、災害時の相談支援体制をどうするのかなど、具体的な検討をしていくことを目標にしてほしい。避難支援等関係者とは誰のことなのかわからない。	94ページ/基本目標4 障害者の危機対策	1	大規模な災害発生直後は、行政機関等が麻痺することが予想され、被災者支援は地域住民相互の協力が不可欠です。そのため、平常時から避難行動要支援者名簿（同意者のみを掲載）を自主防災組織、自治会、民生委員に提供し、日頃から見守りや防災訓練などに活用していただくようお願いしています。なお、平成27年度に自主防災組織を対象とした研修会で、要支援者対策の事例発表を行っており、今後も同様の取組の実施を図ってまいります。	御指摘を踏まえ、「避難支援等関係者」に関する記載を追記します。
107	防災対策について、避難方法などを内容とした動画を作成したらどうか。	94ページ/基本目標4 障害者の危機対策	1	防災に関する動画は、国やNPO法人、民間事業者が多数作成していますので、ご参照ください。	素案のままとします。
108	「避難行動要支援者名簿の活用」や「緊急時安心キットの配布」など自己申告や申請によるものは、その存在が知られていないと活用につながらないので、広く知らせるための分かりやすい工夫が必要。また、自己申告や申請は負担な人もおり、負担なことは行わない人が多いと思うので改善してほしい。	94ページ/基本目標4 障害者の危機対策	1	現在は、市報、市のホームページ及び各種イベントなどを利用して広報を実施しておりますが、今後は、より効果的な広報について、検討を進めてまいります。また、申請については、配布対象者の把握が困難となるため、現状維持とさせていただきます。	素案のままとします。
109	障害のある方が避難所へ行くことは難しいため、通い慣れた障害福祉事業所を福祉避難所に指定してほしい。避難所への移動の確保も大きな課題である。	94ページ/② 要配慮者の避難支援対策の推進	5	避難所の指定がなくとも、通い慣れた障害福祉事業所に避難することは、自助・共助の取組として有効と考えます。なお、障害者入所施設については、協定により現在9施設を福祉避難所としています。今後も障害の特性に配慮された福祉避難所の確保に努めてまいります。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
110	福祉避難所の拡大は重要であるが、直接福祉避難所として利用できることと、地域の福祉避難所を要支援者に周知することが必要。	94ページ/② 要配慮者の避難支援対策の推進	1	福祉避難所は災害発生から概ね3日程度経過後の開設を想定しており、災害発生当初から避難所施設として開設することは原則としてありません。これは、福祉避難所が、平常時には入所又は通所施設として運営されており、災害時には、各施設の安全確保、職員の配置等の確認を行った上で、施設の空きスペース等を利用して開設する必要があるためです。要配慮者への福祉避難所の周知については、当該施設からの意見も参考に検討してまいります。	素案のままとします。
111	各区避難所運営訓練への障害者参加者数を今後3年間で10倍にするという成果指標が掲げられており、目標達成のため、積極的な広報を行う必要がある。	95ページ/⑤ 防災訓練への障害者の参加	1	障害者団体に対して各区避難所運営訓練の実施について周知、説明を行うとともに、訓練を実施する各区役所総務課から地域の障害者等の要配慮者に対する、より一層の訓練参加の呼びかけを促してまいります。	素案のままとします。
112	防災訓練に障害のある人が参加しやすい環境をつくることと、防災訓練等の情報を障害のある人に届ける仕組みを具体的に検討してほしい。防災訓練が行われていることを知らない人も多い。	95ページ/⑤ 防災訓練への障害者の参加	1	避難行動要支援者名簿を自治会や自主防災組織に配布するに当たり、見守りや防災訓練を通して顔合わせをお願いしており、実際に取組を進めている地域もあります。一方、自主防災組織・自治会へのアンケートでは、プライバシーの壁があり、取組が進まないという意見もあり、要支援者側から、自治会や自主防災組織へのアプローチがあれば、より取組が進むのではないかと考えます。また、市総合防災訓練については、市障害者協議会を通して障害者の参加を呼びかけています。	素案のままとします。
113	是非、防犯対策の研修を行う機会を増やしてほしい。いざというときに、障害者の方を守るのはその場にいる職員である。	97ページ/① 障害者支援施設等の防犯対策事業	1	具体的な施策を実施する際の参考とさせていただきます。	素案のままとします。
114	現在、障害者手帳所持者が対象となっているが、手帳を所持していない者（難病の方）にも拡大すべき。	97ページ/② 緊急通報システムの設置	1	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	素案のままとします。
115	緊急時の対策の強化として、ファクスや電子メールによる通報を可能とする体制の充実に取り組むことは、障害者に対して難しすぎるためもっとわかりやすく取り組んでほしい。	97ページ/③ インターネット・メール・ファクスによる119番通報受信	1	御意見を今後の参考とし、災害通報手段の体制充実に努めます。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
116	福祉施設の入所者の地域生活への移行をもう少し進めてほしい。	101ページ/ (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	1	具体的な施策を実施する際の参考とさせていただきます。	素案のままとします。
117	「地域生活支援拠点等の整備」のところに、高次脳機能障害の方への支援について、記してほしい。	104ページ/ (3) 地域生活支援拠点等の整備	1	高次脳機能障害者を含めた障害者の地域生活支援を推進してまいります。	素案のままとします。
118	いわゆる老人ホームなどの高齢者施設は多くあるが、障害者のグループホーム等の住まいは少なすぎるのが現状だと思う。親が高齢となり生活が不自由となった場合、残された障害者が一人で暮らすのはとても厳しいため、手厚い施策を検討してほしい。	104ページ/ (3) 地域生活支援拠点等の整備	1	グループホームの安定した運営となるよう、九都県市首脳会議提案や二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議などを通じ国に対し要望を行っており、今後も引き続き要望を行ってまいります。グループホームに対する運営費の補助については、現在国において行われている、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の結果などを踏まえ、運営費補助の必要性について検討してまいります。	素案のままとします。
119	本人に力はあっても、なかなかそれを発揮できず就労に結びつかない人がたくさんいる。平成28年度の実績も数値としては厳しい中で、4割増加した数値が目標値となっているが、このような目標値を設定するのであれば、障害のある人への就労支援施設をもっと充実させてほしい。	105ページ/ (4) 福祉施設から一般就労への移行等	1	具体的な施策を実施する際の参考とさせていただきます。	素案のままとします。
120	福祉施設から一般就労への移行等に掲げられている目標数値を達成するためには、福祉施設にだけ任せるのではなく、行政がバックアップすることが重要である。	105ページ/ (4) 福祉施設から一般就労への移行等	1	就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓など、就労支援のための総合的な支援を行ってまいります。	素案のままとします。
121	ショートステイを必要な時に確実に利用できるよう受入人数を増やしてほしい。	113ページ/ ⑨短期入所(ショートステイ)	2	ショートステイについては、ニーズが高く、現在、事業所数は不足していると認識しております。市では、障害者施設の整備に当たって、社会福祉法人等が施設を整備する事業に対して、その費用の一部を補助しているところですが、事業者へ募集で通所施設を整備する際には、短期入所を併設することを必須としております。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
122	ショートステイの運営が安定するようにさいたま市独自の補助金を出してほしい。	113ページ/ ⑨短期入所 (ショートステイ)	1	市独自の補助金については、実施は難しいところです。ショートステイの運営の安定については、二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議などを通じ国に対し要望を行う際の参考にさせていただきます。	素案のままとします。
123	「事業を実施しようとする者の障害福祉サービス等に対する考え方や制度に対する知識等を確認し」という記述があるが、誰が何を基に確認し、「適切」と判断が下されるのかが不明瞭である。また、事業が適切に行われていることの確認は、監査等で補完するのかもしれないが、多くのサービス提供事業者の参入促進を掲げるのであれば、障害者の権利擁護のためにも、より丁寧な対応が必要である。	114ページ/ (2)日中系活動サービスの確保方策	1	利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。	御指摘を踏まえ、事業者の運営の適正化に関する記載内容を修正します。
124	グループホームについて、施設整備費補助金だけでなく、他の指定都市と同じように経営基盤を安定させる運営費に対する市独自の補助金を創設すべき。	115ページ/ ②共同生活援助(グループホーム)	5	グループホームの安定した運営となるよう、九都県市首脳会議提案や二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議などを通じ国に対し要望を行っており、今後も引き続き要望を行ってまいります。グループホームに対する運営費の補助については、現在国において行われている、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の結果などを踏まえ、運営費補助の必要性について検討してまいります。	素案のままとします。
125	施設待機者のニーズと施設入所支援との関連はどうなっているのか。	115ページ/ 4 居住系サービスの見込量と確保方策	1	国の基本指針にのっとり、施設入所者のうち地域での生活が可能な方の地域移行を進めてまいります。地域移行を進める中で、施設入所待機者も含め、入所が必要な方には施設での生活を、地域での生活が可能な方には地域での生活を送ることを想定しております。	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
126	<p>施設入所支援を受ける方は障害支援区分4以上であるが、入所施設の役割と職員（専門家）の配置を地域の暮らしの中で検討すべきである。</p> <p>例えば、思春期の発達障害の方に対して自宅での支援が困難になる事例がある。情緒障害児短期治療施設の成人期版でそこに専門家の配置や、例えば、触法の人では、児童期の家庭できちんと育てていない方に、その取組（専門家）を行うなどが必要。また、地域で暮らしている方の支援システムもあわせて議論する場の設置が必要。</p>	115ページ/ ③施設入所支援	1	<p>障害福祉サービスの利用対象者については、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行細則及び厚生労働省告示に定められており、それらの規定にのっとり介護給付費等の支払いやサービスの支給決定などを行うこととなっております。</p> <p>サービスを必要とする人が必要な量を利用できるよう二十一大都市主管課長会議等への要望事項について、検討してまいります。</p>	素案のままとします。
127	<p>「①児童発達支援」及び「④保育所等訪問支援」の見込量は、それぞれこれまでの利用実績の伸び率に基づき設定されているが、どちらも必要とされる障害児の数より、現在の職員数（支援者）や施設のキャパシティによって制限された実績となっている。施設や人材の見直しをし、見込量をアップしてほしい。</p>	118ページ/ (1) 児童福祉法による指定通所支援等の見込量	1	<p>過去の利用実績や予算を積算する際の伸び率を加味し見込み量を設定しているところです。</p> <p>施設や人員については、指定基準において定められていることから、市単独で見直すことは難しいところです。</p> <p>今後も、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来からの事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業所の一層の参入を促進してまいります。</p>	素案のままとします。
128	<p>「医療型児童発達支援の利用実績は、ほぼ一定の利用となっている」とあるが、これは、医療ケア児の受け入れ体制（施設数、看護師など対応できる人員数など）の不足のために、利用できずに最大値で横ばいとなっているのではないかと。この場合、利用実績を根拠に、見込量を設定するのは、現状に合わないのではないかと。</p>	118ページ/ ②医療型児童発達支援	1	<p>過去の利用実績や予算を積算する際の伸び率を加味し見込み量を設定しているところです。</p> <p>医療型児童発達支援は医療法に規定する診療所等が実施することとなっております。確保は難しい状況です。</p>	素案のままとします。
129	<p>放課後等デイサービスの報酬単価は、小規模から中規模、大規模と大きくなるにつれて低い設定になっており、利用定員に対する充足率が低い場合経営が難しいため対策をとってほしい。</p>	118ページ/ ③放課後等デイサービス	1	<p>二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議などを通じ国に対し要望を行う際の参考にさせていただきます。</p>	素案のままとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
130	平成30年度から「⑤居宅訪問型児童発達支援」が実施されることは大変良い。ただし、その見込量は、10区で10人と少なすぎる。1区3人ぐらい見込んでほしい。また、2回/月実施のようだが、1回/週程度にしてほしい。	119ページ/ ⑤居宅訪問型児童発達支援	1	現在、国において対象者や報酬の議論が行われております。 対象者は重症心身障害児であって、人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合や重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合になる見込みとなっております。 本市において、在宅超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業を実施しており、その対象者の10人であることからその人数を見込んでいるところです。 実施回数については、具体的な内容が国から示されていないため、月に2回程度としているところです。	素案のままとなります。
131	障害児には、時期に応じた相談支援（児の発達のおさえ、発達のうながし方、親の不安への支援）が必要であり、相談支援は療育と切り離せない。現状は、親の希望を聞いての支援計画作成になっているように思う。特に就学前の児童について、支援をしてほしい。	119ページ/ ⑦障害児相談支援	1	御指摘いただいた内容を含め、様々な課題を抱えていると認識しておりますので、今後の議論の参考にさせていただきます。	素案のままとなります。
132	医療的ケアを必要とされる障害児者への支援については、家族への依存度が極度に高く、対策が急がれる。コーディネーターの配置もかなり先のスケジュールで、曖昧な記載のように思う。老人保健施設の受入れは大変助かっているが、より支援の専門性が求められる利用者場合は、受け入れられない状況にない。医療的ケアの項目は、独立して見やすい形で、計画に謳われるとよいと思う。	119ページ/ ⑧医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1	医療的ケア児の支援につきましては、障害児支援の提供体制の整備の一つとして取り組んでまいります。そのため、項目としては1事業としての位置づけをしております。	素案のままとなります。
133	移動支援のヘルパー不足や日中一時支援事業所の不足から、土日に利用したくても、利用できない課題があるため、その分析や改善策を提起してほしい。	123ページ/ 地域生活支援事業の見込量と確保方策	1	平成29年10月から通学通所支援においてグループ支援を実施したところです。今後、実施状況等を分析し、移動支援にも拡大するか調査研究してまいります。	素案のままとなります。
134	移動支援を利用して外出したくても、ヘルパーの分の交通費等の出費を考えると利用したくても出来ないため、特別の対策をしてほしい。	124ページ/ (8) 移動支援事業	1	ヘルパーの分の交通費等の実費については、ご利用者様と事業所間での契約に基づき支払いを決めていただいているため、現状では困難です。	素案のままとなります。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
135	入所して日中移動支援で外出等しているのに「移動支援等は請求しないでください」と連絡があるため、給付請求の見直しをしてほしい。	124ページ/ (8) 移動支援事業	1	施設入所中は日中活動系サービス以外の障害福祉サービスは原則利用できません。移動支援についても障害福祉サービスに準じた取扱いとなっているため、現状では難しいところです。	素案のままとします。
136	移動支援に通勤支援を加えてほしい。通勤に困難でも勤務先で働ける力のある方がその能力を発揮できない状況にある。	124ページ/ (8) 移動支援事業	1	障害福祉サービス同様、通年かつ継続に係る移動支援や経済活動に係る移動支援は利用を認めていないため、現状では難しい状況です。移動支援については様々なご要望をいただいているところであり、今後移動支援のあり方を見直す際の参考とさせていただきます。	素案のままとします。
137	地域活動支援センターI型を各区に設置してほしい。利用者が増えても場所が増えないため、質の高い支援が保証されない。また、第5期計画の見込量が変わらないのはなぜか。	124ページ/ (9) 地域活動支援センター	1	これまでの地域活動支援センターの利用実績等の実情を考慮して見込量を設定しております。また、各種の研修案内を行って受講を促すことで質の高い支援を目指しております。	素案のままとします。
138	「盲人ホーム」について、事業の目的や内容、その成果がまったく公表されていない。このような事業は廃止すべき。	128ページ/ 地域生活支援事業(15) 任意事業	1	御意見として確認しました。	素案のままとします。
139	障害福祉事業所では職員が大変不足している。障害福祉事業所の職員の待遇改善、職員確保、職員定着のためにさいたま市独自の対策を講じてほしい。	福祉人材の確保について	30	現状や課題を踏まえ、新たに「人材の確保」を計画に位置付け、障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援に取り組みます。	御指摘を踏まえ、「人材の確保」の記述を追記します。
140	社会福祉法人等の従来への担い手にとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進するとあるが、今年度社会問題化した就労継続支援A型事業所の、経営悪化を理由とした閉鎖、大量解雇問題などを踏まえ、営利を目的とする企業等は障害福祉分野へ参入しないしてほしい。	障害福祉サービス提供事業者の参入促進について	11	利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。	今後の施策推進の際の参考とします。また、障害福祉サービス提供事業者の参入促進について、記載内容を修正します。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
141	65歳以上の障害者に対して、介護保険優先原則を強行せず実態に合わせた行政サービスを行い、高齢になっても地域生活ができるように、切れ目のない支援をしてほしい。	-	2	障害者総合支援法及び同法施行令に基づき、65歳以上の障害者は、介護保険によるサービスを優先していただくこととなります。 障害者が65歳を迎える際に、介護保険サービスへ移行した後も不都合のないよう、区役所の支援課から介護保険制度の説明を行い、個々の障害の状況や生活環境等を考慮しながら、個別に相談に応じ、必要な支援を行っているところです。 共生型サービス等も追加されることから、障害者が65歳を迎えても、地域で安心して生活できるよう支援してまいります。	今後の施策推進の際の参考とします。
142	障害のある方は、医療とは密接な関係がある。市民医療センターなど公的な医療機関が適切なアドバイス、判断の上、当事者が通える医療機関に通えるように配慮してほしい。	-	1	御意見は今後の参考とします。	今後の施策推進の際の参考とします。
143	医療的ケアを必要とする方が増える中、看護師の配置は絶対である。看護師を見つけることも課題であるが、医療的ケアを必要とする方は、体調等によって日中活動等を欠席することも多く、施設の運営面で課題がある。	-	1	御指摘の課題については、今後、二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議などを通じ国に対し要望を行う際の参考にさせていただきます。	今後の施策推進の際の参考とします。
144	高齢化や障害の重度化により、グループホームでの医療的ケアの必要性が高まっており、医療専門家の対応が必要となっている。	-	1	重度障害者等を受け入れているグループホームの報酬については、九都県市首脳会議提案や二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議などを通じ国に対し要望を行っているところです。 今後も、二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議などを通じ国に対し要望を行ってまいります。	今後の施策推進の際の参考とします。
145	家族支援を当事者として支える仕組みが必要。	-	1	御意見は今後の参考とします。	今後の施策推進の際の参考とします。
146	障害者総合支援計画があることを、一般の人はもちろん、障害当事者も知らない人が多い。計画は皆にわかりやすく書き、普及・啓発をもっと積極的にやってほしい。	-	1	市民の皆様にとってわかりやすい内容となるよう改善を図るとともに、本計画の周知を図ってまいります。	今後の施策推進の際の参考とします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
147	市民会議やアンケート等、市民の声を施策に反映させ、さいたま市らしい計画を作ってほしい。	-	1	パブリック・コメント、市民会議やアンケート等を通じて、障害者の障害者施策に関する貴重な御意見や御要望を頂戴し、計画策定の参考とさせていただきます。	今後の施策推進の際の参考とします。
148	この素案をどう変更したところで結果は同じだと思う。この素案を程度の差があれど、どれだけの視覚障害者、知的障害者、精神障害者が読了、理解できるのかがそもそも疑問。読み手を考えて作成してほしい。	-	1	市民の皆様にとってわかりやすい内容となるよう改善を図るとともに、本計画の周知を図ってまいります。	今後の施策推進の際の参考とします。
149	素案の内容については、これまでの結果、アンケート結果、達成せずとも何らかしらが罰せられない目標のみになっていると思う。文章、理念だけならば美しいという意味で「案のとおり」でよい。	-	1	平成28年度に実施したアンケート結果や各施策の実施状況や課題を踏まえ、計画的に各施策に取り組んでまいります。	素案のままとします。
150	素案を作成するに当たり障害当事者は議論に関わっているのか。アンケートの回答に知的、精神障害者からの回答が多かったとあり、当事者のダイレクトな声が反映されていないと思う。	-	1	市民会議等を通じて障害当事者を含む幅広い市民の意見を伺いながら計画を策定してまいります。	素案のままとします。
151	精神障害は、当事者やその家族が障害があることを隠しがちであり、悪しき慣習ではあると思う。人々の意識改革を目的の一つにすえたものの、目標や内容そのものにもっと具体性のあるものでなければ、どこにでもある、資料さえあればだれでもできるような形だけの素案しか作成できないと思う。	-	1	障害や障害のある方に対する理解促進のための啓発活動にしっかりと取り組んでまいります。	素案のままとします。
152	生活保護を受給しながら子供を育てているシングルマザーで、精神障害者保健福祉手帳2級を持っている。障害者は狭い世界で生きていて、自分は普段人と関わることはほとんどない。以前、もっと地域と関わりが持ちたいと漠然とした考えが浮かんだが、何をしたいかわからなかった。	-	1	地域の中の精神障害者が孤立することのないよう、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ってまいります。	今後の施策推進の際の参考とします。
153	移動支援に関して、特に障害が重く機能的にも重度な人にとって、プール活用はリハビリも含めて大変有効であると思うが、さいたま市では認められていない。川越市では行動援護に補助があり、実際にプールを利用している姿を見るとうらやましい。利用できるように是非拡充してほしい。	-	1	プール内の支援については、安全性が確保できないため、原則として認めておりません。ただし、医師の診断書などに基づく療育やリハビリ目的の場合などについては、利用が可能となります。移動支援については様々なご要望をいただいているところのため、今後移動支援のあり方を見直す際の参考とさせていただきます。	今後の施策推進の際の参考とします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
154	障害の程度が重い軽いと区別せず、平等なサービスを受けられるようにしてほしい。	-	1	障害福祉サービスの利用対象者については、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行細則及び厚生労働省告示に定められており、それらの規定にのっとり介護給付費等の支払いやサービスの支給決定などを行うこととなっております。サービスを必要とする人が必要な量を利用できるよう二十一大都市主管課長会議等への要望事項について、検討してまいります。	今後の施策推進の際の参考とします。
155	障害者支援について、当事者支援員の活躍の場を広げられるよう計画を考慮してほしい。そのような機会が増えることは、社会的入院患者に対してできることも増え、その減少につながるのではないかと思うため、具体的に計画に盛り込んでほしい。	-	1	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の一環として、当事者支援員の活躍の仕方についても検討を進めます。	素案のままとします。
156	重度身体障害者に関する事項がない。	-	1	障害種別や程度に関わらず障害者を支援するよう計画策定を進めます。	素案のままとします。
157	福祉施設では、送迎車の維持や人材確保等のために運営が非常に厳しい状況にある。	-	1	御意見として確認しました。	今後の施策推進の際の参考とします。
158	議会等の様々な場所で障害者の問題を取り上げてほしい。	-	1	御意見として確認しました。	今後の施策推進の際の参考とします。
159	精神障害は、コンディションによってできていたことができなくなることがある。そのように障害特性は様々であるため、きめ細やかな支援が行き届くことを実現してほしい。	-	1	それぞれの障害の特性に応じた適切な支援に努めてまいります。	今後の施策推進の際の参考とします。
160	選挙の期日前投票の投票所で、長い行列となっていたのだが、係の人はその行列に体の不自由な人（障害のある人、お年寄り）にも、並ぶように言っていた。結局、そのうちの何人かは投票を諦めて帰っていった。さいたま市としてこれでいいのか疑問に思った。	-	1	御指摘をふまえ、混雑時の対応を検討する上での参考にさせていただくとともに、障害のある方等へ適切に対応するための意識啓発を図ってまいります。	今後の施策推進の際の参考とします。
161	障害の特性にあった支援制度とするべき。自分は精神障害者保健福祉手帳2級だが、体調によって移動や日常動作が困難であると感じることがあり、タクシー使用の優遇等があればと思うことがある。	-	1	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	今後の施策推進の際の参考とします。
162	障害という言葉がきついと感じている。プライバシーがきちんと保護される形で、皆の声を拾って施策などに生かしてくれる場を作してほしい。	-	1	市民会議等を通じて障害当事者を含む幅広い市民の意見を伺いながら施策を進めてまいります。	今後の施策推進の際の参考とします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
163	自分のアパートを探す際に、自分に障害があることを不動産会社に開示したところ、そのことだけで入居を断られた経験があり、今でも深く自分の心の中に残っている。権利擁護等の啓発するために講演会等を開催しても、障害に関心のない人は集まらないため有効な策ではない。障害に関心がなく差別をしてしまう人たちにどう伝えていくかが大事である。	-	1	障害や障害のある方に対する理解促進のための啓発活動にしっかりと取り組んでまいります。	今後の施策推進の際の参考とします。
164	精神科に入院している方で退院したいと思っている方もいると思う。家に帰りたくても家族が引き取らず、1年以上長く入院している方もいる。精神障害者は、退院後も薬、診察、活動の場があれば、今の時代は普通に近い生活が送れる時代だと思う。どうか差別はしないでほしい。	-	1	具体的な施策を実施する際の参考とさせていただきます。	今後の施策推進の際の参考とします。
165	ピアとしては病院に呼んでいただきたい。実際に会って見る機会を増やしてもらいたい。是非ピアにも一緒に考えさせていただき、問題を一緒に共有させてもらいたい。	-	1	具体的な施策を実施する際の参考とさせていただきます。	今後の施策推進の際の参考とします。
166	当事者支援員の具体的な活用が不明であるため、計画に明記してほしい。	-	1	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の一環として、当事者支援員の活用方法についても検討を進めます。	素案のままとします。
167	精神障害の方が高齢になり、補聴器等の日常生活するうえでの器具が必要になった際に、費用助成等の制度があるとよい。	-	1	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	今後の施策推進の際の参考とします。
168	精神障害者の長期入院の問題について、さいたま市独自の対策を講じてほしい。イタリアのトリエステのように入院に頼らず、地域の社会資源で受け止める制度が必要。	-	1	具体的な施策を実施する際の参考とさせていただきます。	今後の施策推進の際の参考とします。
169	精神障害があり体力もなく、働きたくても働けないため、少ない収入で生活を送っている。腰の持病をもっているため、タクシーを乗ることも多く、タクシーの割引制度やタクシー券がほしい。	-	1	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	今後の施策推進の際の参考とします。
170	さいたま市内の鉄道駅へのホームドアの早期設置を推進してほしい。特に、まだ設置時期が未決定となっている京浜東北線の与野駅と大宮駅のホームへの早期設置を決定するとともに、他駅、他ホームへの設置についても推進してほしい。	-	1	本市といたしましても、鉄道利用者の安全性向上の観点からホームドアの重要性を認識しております。ホームドアの設置主体は鉄道事業者であるため、市では設置費用の補助を行うとともに、鉄道事業者に設置について要望を行ってまいります。	今後の施策推進の際の参考とします。また、駅ホームドアの設置について、成果指標に追記します。

■ 集計結果

意見提出者数	91名
意見項目数	170件
修正項目数	16件